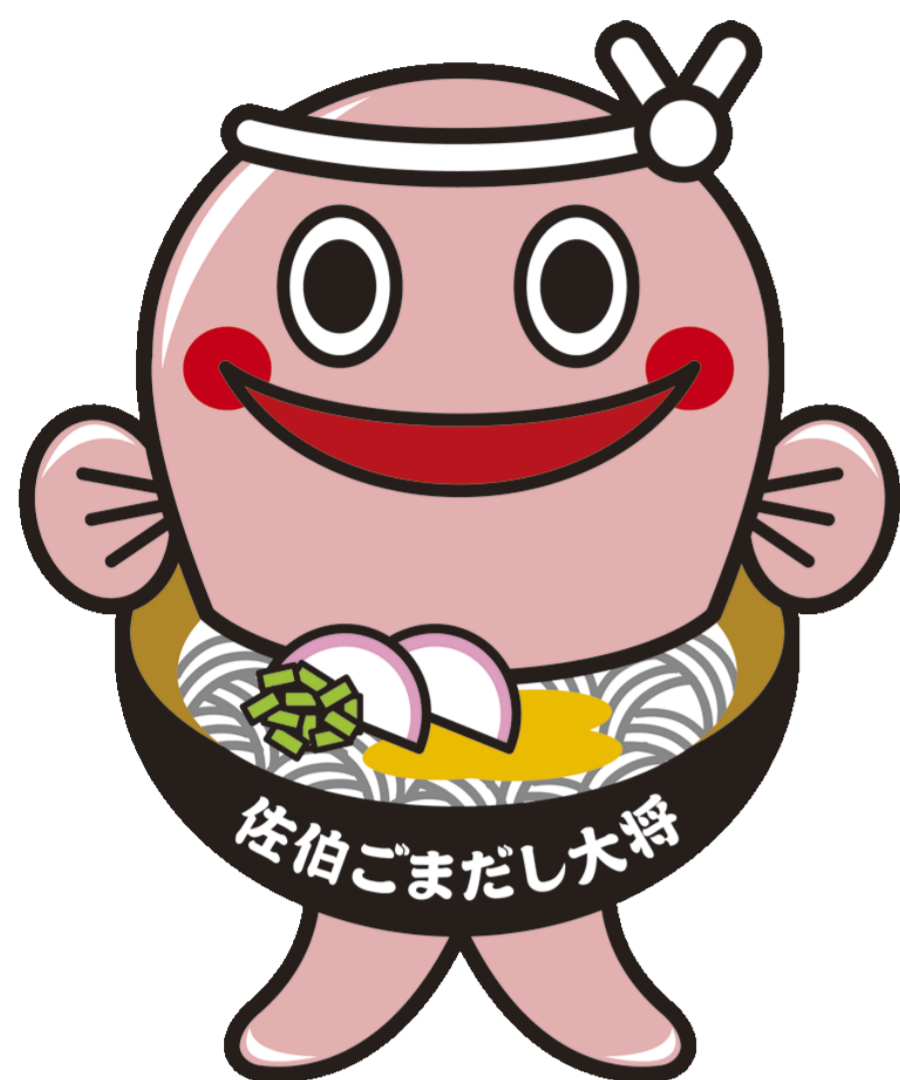


佐伯市では、佐伯市で開催する大会や合宿等を誘致し、市内への宿泊者の増大を図るため、**大会や合宿等を行う主催者に対し補助**を行います。



佐伯市大会等 誘致事業

主な条件

①スポーツ団体又は文化団体等が主催する大会や合宿等であること。

本市から補助金その他これに類する助成の対象となる大会等、政治的又は宗教的な活動を目的とする大会等、営利を目的として開催される大会等は対象外とします。

②佐伯市で開催し、市内の宿泊施設に宿泊すること。

バンガロー、ログハウス、キャンプ場等に宿泊する場合は該当しません。

③有料での宿泊を伴う参加者数が15名以上であること。

- 幼児等の無料宿泊者は参加人数に含まれません。
- 15名以上とは、実人数でカウントします。
(2日以上宿泊した場合でも、実人数は1人とカウントします)

**例：有料で宿泊した人のうち、1泊が10人、2泊が5人、幼児等の無料宿泊者が5人の場合、補助対象者は15人とカウントします。
(補助金額は1,000円 × 15人 = 15,000円)**

④申請者は主催者であること。

- 主催者が申請者となり、大会等に参加する団体は申請者には該当しません。
- 当該大会等が実施される日の10日前までに申請をおこなう必要があります。

⑤補助金額は1人あたり1,000円。

- 参加者の数に1,000円を乗じて得た額が補助金額となります。
- 参加者とは、佐伯市内の宿泊施設に有料で宿泊した人を言います。

